

掛川市規則第26号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年8月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。